所得格差の拡大は高齢化が原因か

～若年層における格差拡大・固定化が本質的な課題～

政策調査部　菅原 佑香／金融調査部　内野 逸勢

要　約

日本の世帯で見た所得格差の拡大の要因は、単身高齢世帯層が増加したことによって低所得世帯が増加したとも指摘されているが、一方で、各世帯の構成員の年齢構成や就業状況が分からないため、高齢化の要因が強く影響することで、所得格差の現状が捉えにくいという課題があると言われている。

そのため本稿では、日本の所得格差について、年齢階級別の労働所得のジニ係数によって年齢層別の現状を把握しながら、高齢者層よりも若年層に問題があるのではないかとの仮説の下、簡単な検証を行った。その結果、男性の現役世代と女性の若年層において、格差が拡大している可能性が示唆された。

日本の経済的格差の拡大は、教育や学歴、情報等の様々な領域へ波及し、社会的格差という、数値では表しにくい質的格差の拡大、固定化につながることが懸念されている。特に若年層において経済的・社会的格差が拡大すると、世代内、世代間へ継承され、重大な問題に発展する可能性が高まる。一方、一定の競争環境に基づく“適度な”格差は必要であろう。少なくとも過度で不合理な格差を是正することで、現役世代が、高い意欲と向上心を持って働き続けることが可能となる社会の構築が、今後期待されるだろう。

目　次

はじめに
１章　世帯で見る日本の所得格差
２章　労働所得のジニ係数と世代内格差の現状
３章　若年層における所得格差が生み出す問題と求められる政策
おわりに

はじめに

2014 年にフランスの経済学者、トマ・ピケティ氏の『21 世紀の資本』が出版される等、世界的にも「経済的格差」は注目されてきた。同氏を含めて様々な識者の意見を集約すると、日本の経済的格差の本質的な問題は、１）年齢階級を問わず中間所得層の衰退と貧困層の拡大、２）所得の適正な再配分政策が有効に機能しなければ、少子化や人口減少の進展により相続資産格差が拡大・固定化する――ことの２つと言えよう。

これを踏まえ、日本の直近のジニ係数と相対貧困率を見ると、ＯＥＣＤ平均のジニ係数（0.317）、相対的貧困率（11.4％）より共に高く、特に相対的貧困率は、チリやメキシコといった所得格差の大きい諸国の水準に近い（図表１）。なぜ、日本がこのような状況になったのか。

これまでの日本の格差問題を振り返ると、所得格差[1]に代表される経済的格差が議論の中心にあるとみられる。1990 年代のバブル経済崩壊以降は、企業が人件費削減等を背景に非正規雇用の増加や終身雇用、年功序列を中心とした日本的雇用慣行の見直しを行い、成果主義の導入などに取り組んだ。その結果、2000 年代から「格差」[2]の表現が多く使われるようになってきた。当初は不安定雇用であるフリーターや派遣社員、アルバイ

図表１　ＯＥＣＤ諸国のジニ係数と相対的貧困率

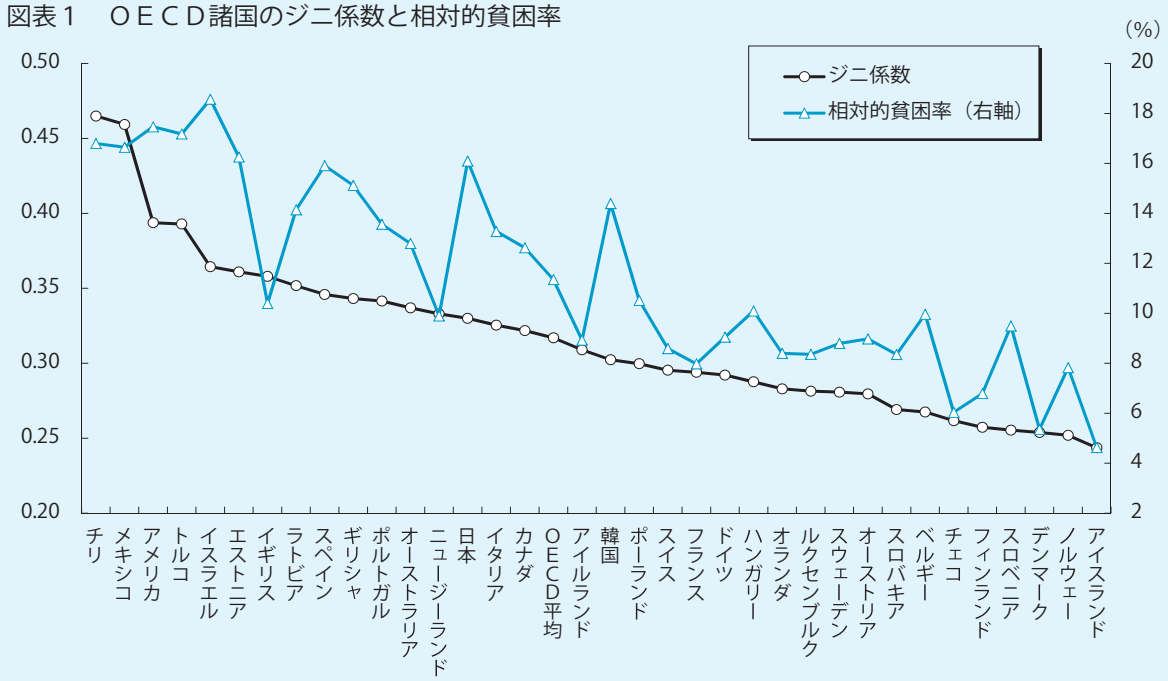

（注）ジニ係数は、日本・ニュージーランドは2012年、フィンランド・オランダ・ハンガリー・韓国・オーストラリア・イスラエル・アメリカ・メキシコは2014年、その他は2013年の数値である。貧困率は、イスラエル・アメリカ・メキシコ・韓国・オーストラリア・ハンガリー・オランダ・フィンランド・チェコは2014年、日本・ニュージーランドは2012年、その他は2013年の数値である

（出所）OECD（2016）, *Society at a Glance 2016：OECD Social Indicators*, OECD Publishing, Paris. http://dx.doi.org/10.1787/9789264261488-en から大和総研作成

1）経済的格差は数値で表すことのできる量的格差を示すものとされ、「雇用格差」を起因とした「賃金格差」や「所得格差」「資産格差」が分類される。

2）山田昌弘（2007）『希望格差社会－「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』ちくま文庫

ト等の非正規雇用等のワーキング・プアの問題として認識されていた。しかし、バブル経済崩壊後の“失われた20年”の間に、雇用環境や人々の意識の変化に伴い、日本の格差問題は、様々な領域に波及し広がりを見せ始め、人々が「格差」を強く認識するようになった。

“格差の様々な領域への波及”とは、経済的格差に加え、社会的格差という、数値では表しにくい質的格差が広く認識されてきたことである。主な“領域”としては、教育や学歴、地域間、人口、医療、健康、情報等が挙げられる。このため、日本の格差を議論する上では、経済・社会的な要素を整理しながら分析する必要性が高まってきていると言えよう。

さらに、格差の固定化ということも言われている。特に、“失われた20年”では、若年層における格差の固定化が続き、世代内、世代間の所得格差が拡大・固定化されているとの見方がある。このため、人口減少と少子高齢化が進む中で、格差が固定化する“連鎖”を食い止めるために、若年層を中心とした低中間所得層への雇用環境の改善や職業教育の充実などの支援強化が求められている。この支援強化においては、所得格差問題の解決に向けた重要な論点として「結果の平等[3]」と「機会の平等[4]」があるが、後者がより重要であり、人々に教育や雇用といった「機会の平等」を図る政策の強化・実施が求められよう。

上述の論点を踏まえ、本稿では、日本の所得格差について、年齢階級別の労働所得のジニ係数によって年齢層別の現状を把握しながら、高齢者層よりも若年層に問題があるのではないかとの仮説の下、簡単な検証を行う。

1章　世帯で見る日本の所得格差

所得再分配調査における世帯の所得格差の推移を見ると、1980年代以降、当初所得のジニ係数は上昇し続けているが、再分配所得の同係数は0.35前後の水準にとどまっており、再分配によるジニ係数の改善度は上昇している（図表2）。ただし、ジニ係数は、前述したように国際的に見ると高く、世帯間での所得格差が一定程度見られる。この要因として、一般的に挙げられるのは、以下の3つと考えられる。

第一に、急速な人口の高齢化の進展に伴い、無所得化した65歳以上の高齢者層の人口に占める割合が上昇したことと言われている［大竹(2005a)］。一方、これは、低所得かつ貧困の高齢層が増加したということを意味しているわけではなく、単純に生産年齢を超えたために労働所得が少なくなった、つまり、給与所得から公的年金等所得や資本所得などへと所得の形態が変化したとの見方もある。過去において、“日本社会が平等度の高い国である”と言われてきた背景には、比較的格差の小さい若年層や現役世代層の人口が多かったことがあると考えられる[5]。

第二に、女性の社会進出による世帯における妻の有業率の変化が、世帯間所得格差と何らかの関

3）人々が何らかの経済活動を行うことによって、その成果として報酬を所得として受ける時の差に注目する概念。
4）人が社会活動や経済活動を行う際に、全ての人に教育、就職等の機会が与えられているかの概念。
5）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、日本の総人口に占める15～64歳層の割合は、1960年では64.2%、0～14歳層の割合は30%であったが、2016年には、おのおの60.2%、12.3%にまで低下。一方で、65歳以上の高齢者層は、同期間に5.7%から27.5%にまで上昇し、約5倍の水準に達している。

図表２　世帯所得のジニ係数と改善度（1962年～2014年）

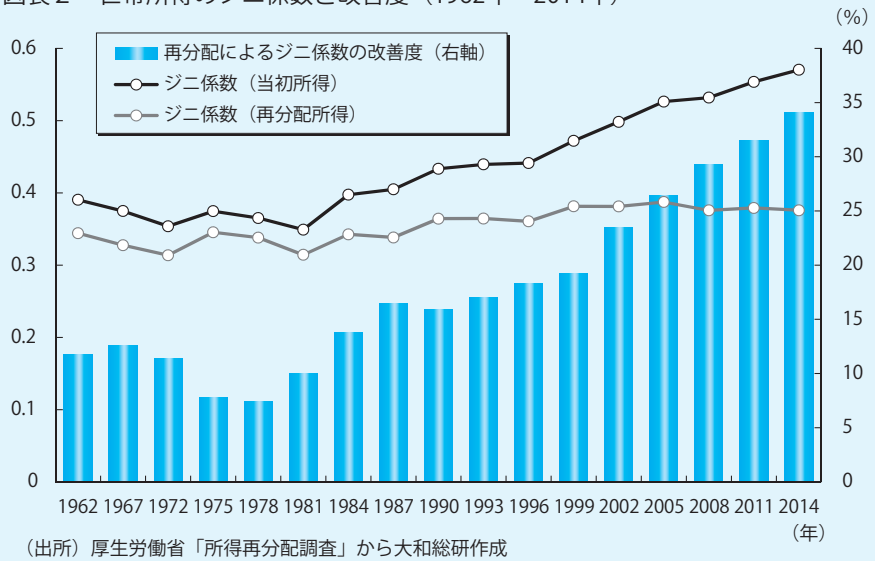

（出所）厚生労働省「所得再分配調査」から大和総研作成

係があるとの指摘がなされている。その理由として、有配偶女性は男性の家計補助的な役割としての働き方が中心であったが、女性の就業率が高まり、男性と同等に働く女性が増加したことによって、夫婦共働き世帯の所得とそれ以外の世帯との世帯所得の差が拡大してきたと考えられている。この点については、世帯主である夫の所得が高いほど、有配偶女性の就業率が低下するという経済学での法則[6]がある。

第三に、若者を中心とした現役世代の非正規雇用者数の増加により所得格差が拡大し始めたとの指摘がある［大竹・小原（2010)］［太田（2005)］。この背景には、中高年層の雇用維持のために若年層が犠牲になっているとの見方がある［玄田（2005)］。特に、2000 年以降、若年層を中心とした非正規雇用の拡大が見られる。図表３の年齢階級別の非正規雇用比率を見ると、全ての年齢層で同比率は上昇しているものの、25 ～ 34 歳の年齢層では 2000 年に 15.8％であったのが、16 年には 26.8％と上昇幅が相対的に大きい。これは、主に人件費削減の必要性が高まったことによる企業の正規雇用の新規学卒者の採用抑制とともに、小泉政権下（当時）における構造改革の一つとして 2003 年に改正された労働者派遣法[7]（1985 年制定）も理由として挙げられよう。また、企業が基幹業務以外を外部委託するというアウトソーシングの活用によるサービス経済化の進展やＩＴ革新の急激な進歩も理由として挙げられよう。

上記３つの要因を踏まえて、一般的には、世帯所得で見れば、労働所得が少ない単身高齢世帯層が増えているため、低所得世帯が増加しているよ

6）「ダグラス＝有沢の法則」。大竹（2005b）によると、日本でも 1980 年代は低所得男性の配偶者ほど有業率が高いという明確な関係が見られたが、1990 年代に入るとその関係は弱くなり、97 年では夫の所得と妻の有業率の間の負の相関関係は観察されないとの指摘もある。

7）1996 年に対象業種が拡大され、99 年には特例業種以外は原則自由に派遣を利用できる条件になった。同法では、派遣期間制限が１年から３年に延長され、対象業種として製造業も解禁されることとなった。

図表３　非正規雇用者数と年齢階級別の非正規雇用比率の推移（1984年～2016年）

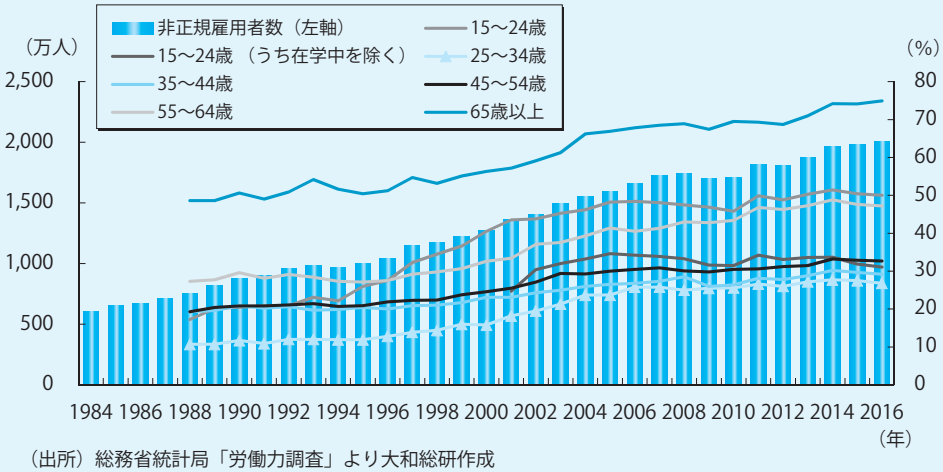

（出所）総務省統計局「労働力調査」より大和総研作成

うに見える。さらに、1990 年代後半以降、「パラサイト・シングル」と呼ばれる低所得の若者層が増えたことなどにより、低所得世帯が増加したようにもみえる。

ただし、所得格差の拡大を世帯単位で捉えた場合には、各世帯の構成員の年齢構成や就業状況が分からないため、高齢化の要因が強く影響し、格差の現状を捉えにくい一面もあろう。そのため、次章では、個人の労働所得を中心とした所得格差の要因について整理する。

２章　労働所得のジニ係数と世代内格差の現状

１．労働所得のジニ係数と賃金格差の現状

１）男性 15 ～ 54 歳層と女性 15 ～ 29 歳層でジニ係数が上昇

この章では、個人の労働所得の格差が、どの年齢層でどれだけ拡大しているのかという点に焦点を置いて分析する。このため、就業構造基本調査での所得階級別の有業者数の度数分布を用いて、ジニ係数の算出を行った（図表４）。ジニ係数の算出に際しては、太田（2005）を基にしており、算出方法は以下の通りである[8]。

ジニ係数＝（構成員同士のあらゆる組み合わせの差の平均 / 構成員の平均所得）

GC：ジニ係数、n：構成員数、μ：構成員の平均所得、y_i：第 i 人の所得

$$GC = \frac{1}{2n^2\mu}\sum_{j=1}^{n}\sum_{i=1}^{n}|y_i - y_j|$$

図表４において、年齢別、男女別に見た雇用者（学卒後の雇用者）のジニ係数の 2002 年～ 12 年の変化幅を見ると、男性の 15 ～ 54 歳層の現役世代のジニ係数は上昇しているが、男性の 55 ～ 64 歳層のジニ係数は低下している。女性では、15 ～ 29 歳層のジニ係数が上昇している一方で、30 ～ 64 歳層は低下している。つまり、ジニ係

8）「就業構造基本調査」の所得階級区分は、2002 年と 2007 年調査では、50 万円未満から 1,500 万円以上までの 15 階級である。2012 年調査では、50 万円から 1,500 万円以上までの 16 階級へと変更になっている。それぞれの時期の階級区分から得られる度数分布に基づき、ジニ係数の算出を行っているため、時系列的には一部不連続のものとなっている。太田（2005）の推計方法のベンチマークによる調整を、本稿では行っていない。

図表４　ジニ係数と変化幅（2002年～2012年）（男性・女性）

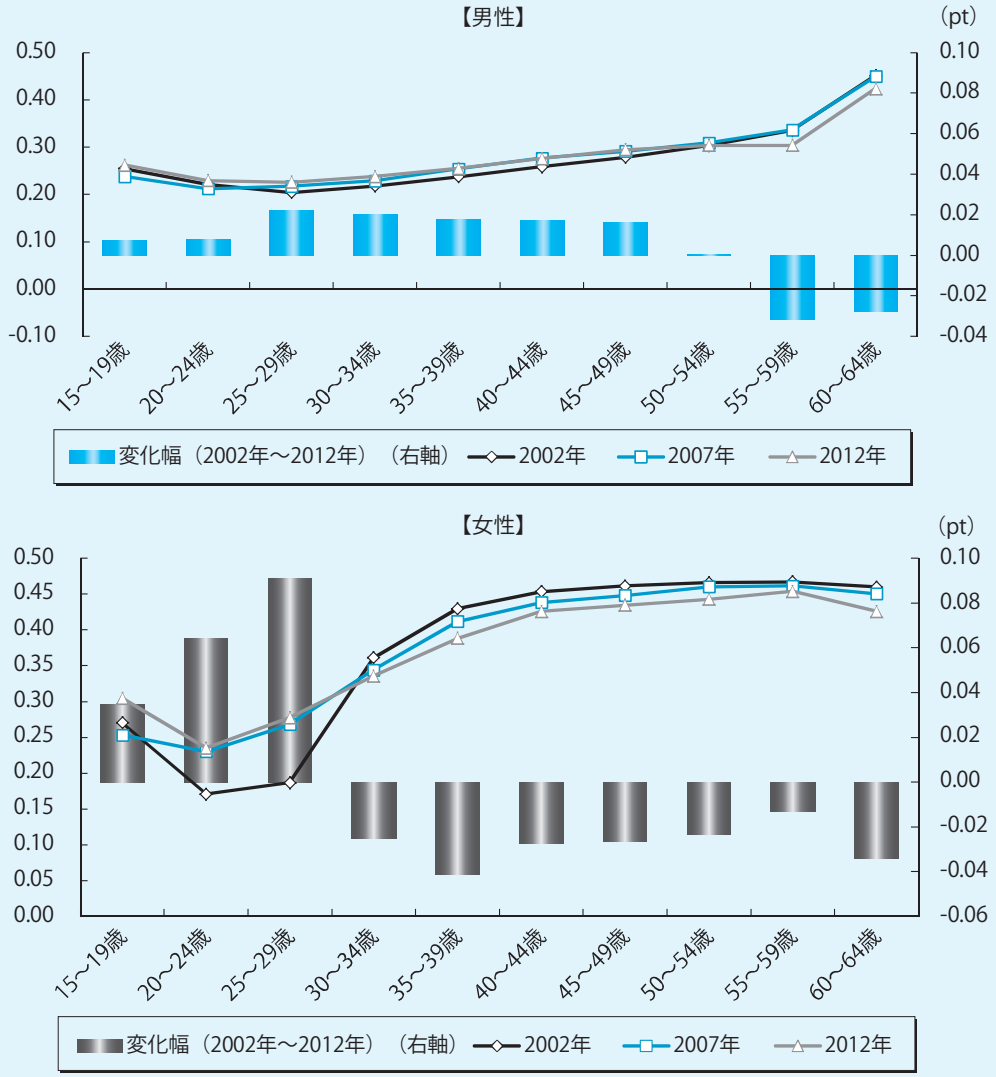

（注）学卒後の雇用者に限定している。ジニ係数の算出にあたっては、太田清（2005）「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」ESRI Discussion Paper Series No.140を基にしている
（出所）総務省統計局「就業構造基本調査」から大和総研作成

数が上昇しているのは、男性の 15 ～ 54 歳層と女性の 15 ～ 29 歳層であることが分かる。

2）若年世代の十分位分散係数が高まっており、同世代の賃金格差が拡大

さらに、賃金構造基本統計調査の十分位分散係数[9]の 2001 年～ 16 年の変化率によって、男女ともに 29 歳以下の年齢層のジニ係数の拡大が見

9）分散係数とは、分布の広がりを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。
十分位分散係数＝$\frac{第9・十分位数 - 第1・十分位数}{2 \times 中位数}$
（厚生労働省「平成 28 年賃金構造基本統計調査の概況」）。

図表５　十分位分散係数の変化率（2001年～2016年）

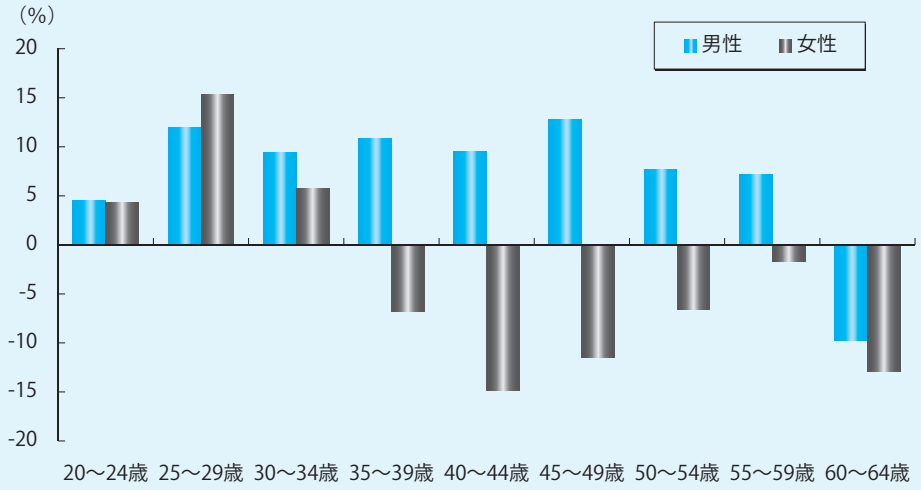

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から大和総研作成

られるのか確認した（図表５）。十分位分散係数とは、十分位の中での分布の広がりを表す指標であり、値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示している。これによれば、男女ともに34歳以下の年齢層の十分位分散係数の変化率が高まっており、若年世代の格差が拡大している可能性が見て取れる。ただし、男性に関しては、若年層に加えて、35～59歳層における賃金格差も確認された。

次節では、上記の若年層を中心とした現役世代の労働所得の格差（賃金格差）について、その現状を見ていく。

２．若年層における賃金格差の要因

１）正規・非正規雇用の賃金格差とその背景

まずは、正規雇用と非正規雇用間での賃金格差を見ていく。正規雇用と非正規雇用の賃金格差は、「平成28年賃金構造基本統計調査　結果の概況」によると、「雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計で65.8（前年63.9）、男性で67.4（同65.8）、女性で72.0（同69.8）となっており、男女計及び女性で統計を取り始めた平成17年の調査以来過去最小となっている」とある。しかしながら、図表６が示すように、初職が非正規の雇用者では、「2002年10月～2007年９月」と「2007年10月～2012年９月」の期間の数値を比較すると、男性、女性とも非正規雇用者数は増え、非正規雇用比率は上昇している。

ただし、正規雇用から非正規雇用に転換した場合を考慮する必要がある。特に、若年層では、「労働条件が悪かったため」を理由として離職した正規雇用者（有業者）の割合（人数ベース）は男女とも高く[10]、当該理由の中の年齢階級別での比率を見ると、男性では25～34歳層、女性の25～29歳層において高く、年齢上昇とともにその割合は低下している（図表７）。さらに、長時間

10）総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」によると、「労働条件が悪かったため」の理由の比率は、「男性」は13.2%（３番目に高い理由）、「女性」は14.9%（２番目に高い理由）。

図表６　初職就業時期別、非正規として初職に就いた者の推移

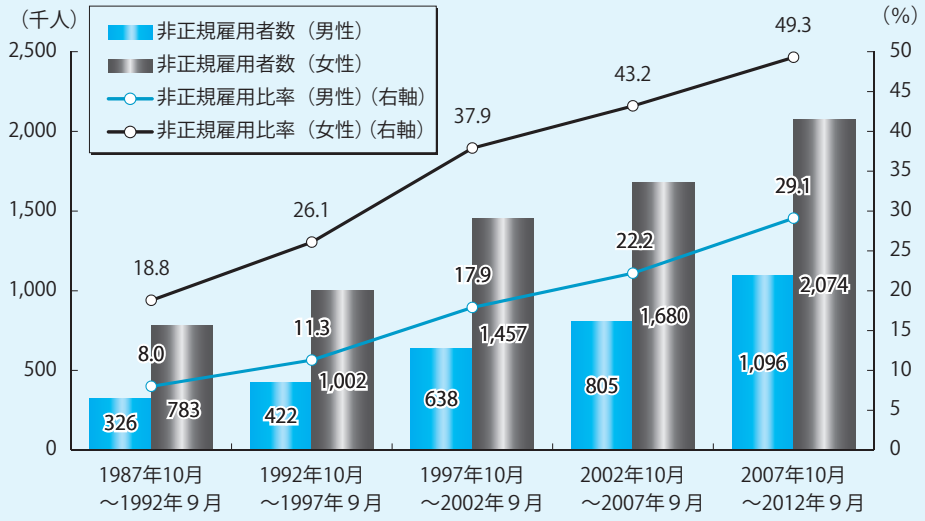

（出所）総務省統計局「平成24年就業構造基本調査　結果の概要」から大和総研作成

図表７　男女別「労働条件が悪かったため」を理由として離職した正規雇用者（有業者）の年齢階級別の比率

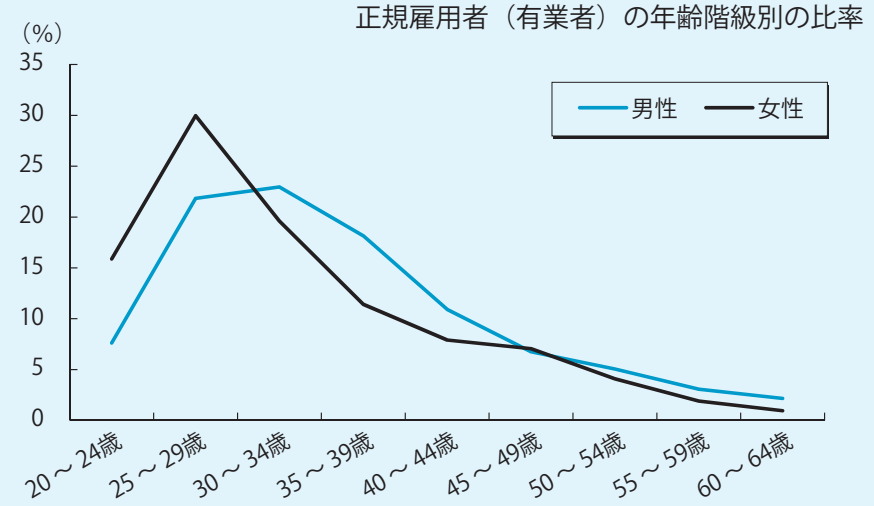

（注）平成19年10月以降に前職を辞めた転職就業者および離職非就業者を対象
（出所）厚生労働省「平成24年就業構造基本調査」から大和総研作成

労働者（週 60 時間以上の雇用者）比率は、男性の現役世代および女性は 30 歳未満の若年層において高い[11]。労働政策研究・研修機構（2016）によれば、若年正社員の過重労働は、早期離職の原因となる以外に、心身の健康への悪影響が問題として指摘されている。

このように、初職の非正規と正規の賃金格差は比較的低いものの、労働条件の悪化により正規か

11）厚生労働省「労働力調査」（2015 年平均）によると、週 60 時間以上の雇用者数が相対的に多いのは、男性の 35 ～ 49 歳層で 185 万人、女性の 20 ～ 29 歳層で 17 万人となっている。

図表８　男女別、年齢階級別の労働力人口比率の推移（1980年～2015年）

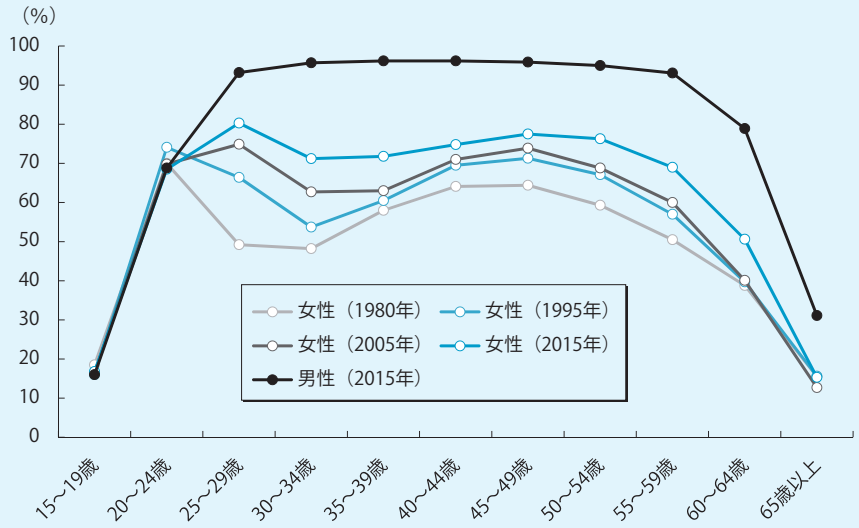

（出所）総務省統計局「労働力調査」から大和総研作成

図表９　年齢階級別の未婚非正規雇用比率（2007年、2012年）

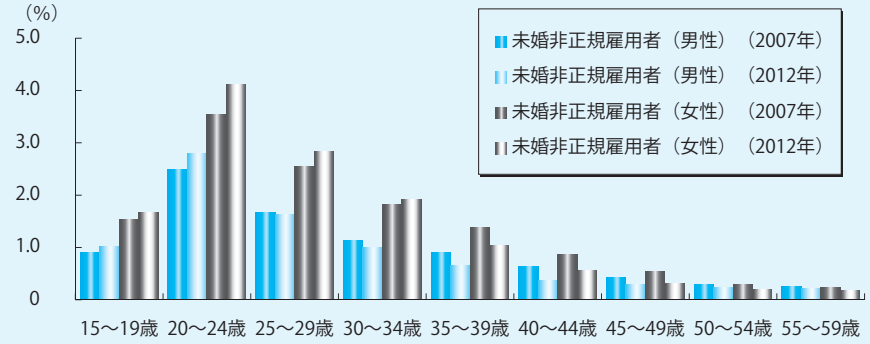

（出所）総務省統計局「就業構造基本調査」から大和総研作成

ら非正規へ転換する若年層が増加していることが、若年層における賃金格差の要因とも言えよう。

参考までに、女性の労働力人口比率（以下、労働力率）を年齢階級別に見ると、男性の労働力率に比較すると、依然「30～34歳」の労働力率の低下が目立つが、1980年と2015年を比較すると、特に25～34歳層を中心として、女性のM字カーブは解消傾向にある（図表８）。一方で、未婚の非正規雇用の雇用者比率を見ると、年齢上昇とともに低下はするものの、男性より女性の若年未婚者層において同比率が高く、2007年から12年にかけて上昇している（図表９）。既婚女性における賃金格差は、女性活躍を中心とした政策効果によって縮小しているとも考えられるが、一方で、未婚女性の低所得者層に対する格差是正の必要性があるだろう。

２）若年層の相対的貧困率が高い

次に、生活保護世帯を中心とした若年の貧困層の増加と賃金格差の関係である。

図表10　生活保護世帯の推移

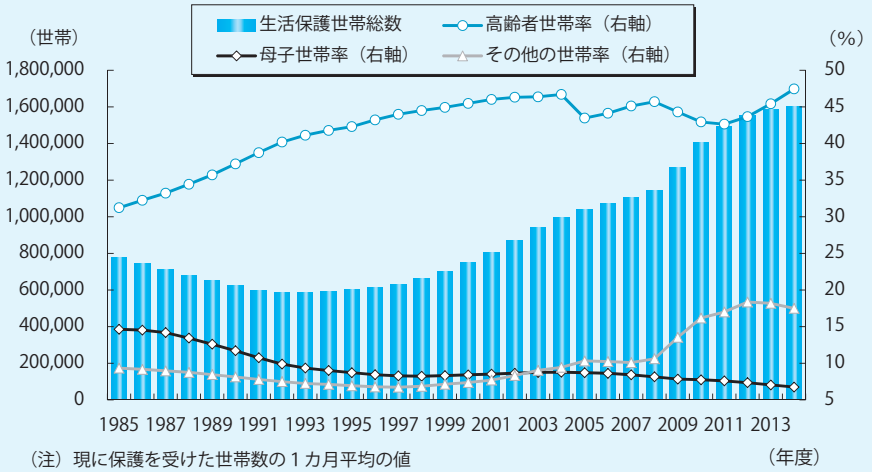

（注）現に保護を受けた世帯数の１カ月平均の値
（出所）厚生労働省「平成26年度被保護者調査」から大和総研作成

図表11　年齢階級別の相対的貧困率

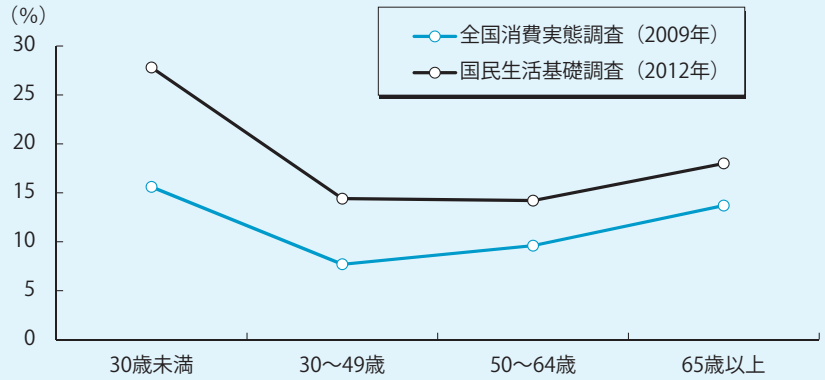

（注）全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている
（出所）内閣府・総務省・厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」（平成27年12月18日）から大和総研作成

図表 10 が示すように、生活保護世帯数[12]は、2005 年度から 100 万世帯を超え、2014 年度には 160 万世帯に達している。特に「高齢者世帯率」は、2014 年度には 47.5％と、2004 年度の 46.7％というピークを越えた。さらに若年層を含む現役世代の「その他の世帯率」もリーマン・ショック後の 2009 年度から急激に上昇し、2014 年度には 20％近い水準に達した。全国消費実態調査と国民生活基礎調査の両調査により算出された世帯主の年齢別に見た相対的貧困率によれば、特に、30 歳未満層における相対的貧困率が高い（図表 11）。

若年層の貧困率が相対的に高いことが、若年層における賃金格差の水準に影響を与えている可能

12）厚生労働省「生活保護制度」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/

性もある。

3章　若年層における所得格差が生み出す問題と求められる政策

1．雇用の二極化による低所得者層の増加は家族形成に影響

これまで見てきたように、日本における若年層の所得格差の拡大が生み出す問題は、世代内、世代間において高所得者層と低所得者層とに二極化され、それが固定していくことである[13]。

約20年前に就職氷河期世代であった若年層も、現在おおむね40歳前後と、社会の中核を担う壮年期層にもなっており、壮年期の非正規雇用者の増加が指摘されている［労働政策研究・研修機構(2015)］。これは、前掲図表4で見られるように、特に男性の40～49歳層のジニ係数の上昇幅が相対的に大きいことが示していると考えられる。男性の25～39歳の各年齢層においても、同様の上昇幅が見られることから、格差の“固定化”が存在するとも言えよう。このことからも、現在、女性の若年層で生じている世代内格差は、ゆくゆくは壮年期層の課題となりかねないことを意味しているとも捉えられる。

さらに若年層での所得格差の拡大、二極化、固定化は、家族形成にも影響を与えていると考えられる。厚生労働省の調査では、男性は、正規雇用に比較して非正規雇用の未婚率が高い（図表12）。このため、男性の若年層の不安定雇用の増加は、家族形成を困難にし、少子化を加速させ、新規の単身世帯や低所得世帯を増やし、それが世代内、世代間の継続的な所得格差の二極化の固定化という悪循環を助長することになると考えられる。

2．格差が固定化せず再チャレンジ可能な社会の構築に求められる政策方針とは

賃金格差の二極化とその固定化を防ぐために、特に若年層における格差是正のための政策として、「機会の均等」「格差の固定化の是正」「貧困

図表12　雇用形態別の未婚率（左：男性、右：女性）

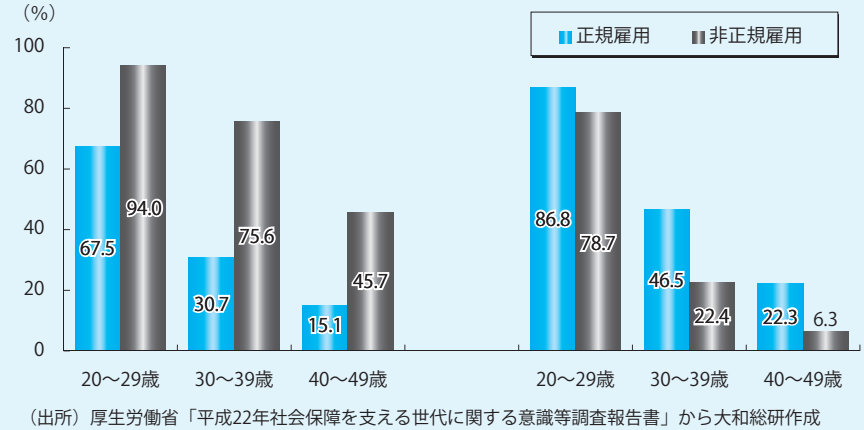

（出所）厚生労働省「平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査報告書」から大和総研作成

13）労働政策研究・研修機構（2015）によれば、壮年期層の非正規雇用者は、低所得であることにより、年金加入期間が十分でない等の理由から、本人の老後の生活不安も招くことが指摘されている。

対策」の３つの側面から検討する必要があると考えられる。

この中で、人々に与えられる就業、昇進などの機会を均等にするという意味で、「機会の均等」が最も重要な政策の方針に位置づけられるべきであろう。

「機会の均等」の政策的な担保がなければ、正規雇用と非正規雇用の間に生じる賃金格差、福利厚生等の待遇の格差、非正規から正規雇用への転換の機会の格差、男女間格差などが今後も生み出されてしまう。さらに、冒頭で述べた“格差の様々な領域への波及”という、賃金格差に代表される経済的格差と関連して、教育や学歴、地域間、人口、医療、健康、情報等、様々な分野における社会的格差が広がることが想定されよう。このような格差の拡大を回避する政策が求められる。

次に「格差の固定化の是正」であるが、親世代の所得や資産によって、“格差の様々な領域への波及”を防ぐ、つまり子世代の教育機会の格差が固定化することを防ぐ政策が必要であろう。2016 年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるように奨学金制度の拡充を図り、給付型奨学金の創設や社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度の導入検討がなされている。

最後に「貧困対策」としては、意欲を持って挑戦して失敗した場合に、努力してもなかなか低所得階層、特に貧困から抜け出せない人々や、勤労意欲があるにもかかわらず仕事に従事できず、生活不安で困窮する人々のための求職支援や生活保護の対策を、効果的・効率的に拡充する必要性があろう。

おわりに

格差に求められる政策は、賃金格差の解消や多様な人材の労働参加率を高めることにつながり、個人や世帯所得の増加につながる。それによって、家計消費が潤い、雇用や生活不安が解消され、人々の家族形成への意欲を向上させるとともに、出生率の改善にもつながるであろう。これらの効果は、様々な課題を解消し、人々が進学や就職といった機会に対して、再チャレンジする意欲を向上させるとともに、様々な人材の能力活用につながり、イノベーションの発展にもなり得るだろう。

ただし、将来的には、今後、ＩＴの急速な技術革新により定型業務がＩＴやＡＩ（人工知能）に代替されることによって、中間所得者層の職務が奪われ、全ての世代において所得格差の二極化がさらに進む可能性がある。ＩＴ化の影響で、懸念されている問題の一つが、情報格差（デジタル・ディバイド）[14] による賃金格差の拡大であろう。

格差の拡大とその弊害について述べてきたが、個人が適正な勤労意欲を保つことや労働市場が正常に機能するためには、一定の競争環境に基づく“適度な”格差は必要であり、その結果発生する格差の存在はある程度許容されるべきとも考えられる。格差というのは常に存在するものであり、

14）デジタル・ディバイドは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差」であると総務省によって定義されている（「平成 16 年版情報通信白書」）。Krueger（1993）は、コンピューターを使用して仕事をしている労働者は、使用していない労働者よりも 10%～ 15%賃金水準が高いことを示した。つまり、ＩＴを駆使できるスキルが備わっている者とそうでない者との間に賃金格差が生じていることを示している。

それが不合理で過度な格差であること、格差が固定化し貧困状態から抜け出すことができないという点が本質的な問題であることを認識する必要があろう。

この“適度な格差”を維持することは非常に難しいが、少なくとも過度で不合理な格差を是正することで、社会の不平等度が低下し、若年層を中心とした現役世代が、高い意欲と向上心を持って働き続けることが可能となる社会の構築が、今後期待されるだろう。

【参考文献】

・太田清（2005）「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」ESRI Discussion Paper Series No.140
・太田聰一（2010）『若年者就業の経済学』日本経済新聞出版社
・太田聰一（2012）「若年者の格差－就職環境の変化と政策的対応」、橘木俊詔編『格差社会　福祉＋α』ミネルヴァ書房
・大竹 文雄 ・斉藤 誠（1999）「所得不平等化の背景とその政策的含意－年齢階層内効果，年齢階層間効果，人口高齢化効果－」『季刊社会保障研究』第 35 巻第1号、国立社会保障・人口問題研究所
・大竹文雄（2000）「90 年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』第 480 号、労働政策研究・研修機構
・大竹文雄（2005a）『経済学的思考のセンス――お金がない人を助けるには』中公新書
・大竹文雄（2005b）「所得格差は拡大したのか」『日本の不平等－格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
・大竹文雄・小原美紀　(2010)「所得格差」、樋口美雄編『労働市場と所得分配』慶應義塾大学出版会
・玄田有史（2002）「見過ごされた所得格差－若年世代 vs.引退世代，自営業 vs.雇用者－」『季刊社会保障研究』第 38 巻第3号、国立社会保障・人口問題研究所
・玄田有史（2005）『仕事のなかの曖昧な不安―揺れる若年の現在』中央公論新社
・原田泰（2009）『日本はなぜ貧しい人が多いのか－「意外な事実」の経済学』新潮社
・Krueger,Alan B. (1993)"How Computers Have Changed the Wage Structure: Evidence from Microdata, 1984-1989," The Quarterly Journal of Economics, Vol.108, pp.33-60
・労働政策研究・研修機構（2010）「非正規社員のキャリア形成―能力開発と正社員転換の実態―」、「労働政策研究報告書」No.117、労働政策研究・研修機構
・労働政策研究・研修機構（2015）「壮年非正規雇用労働者の仕事と生活に関する研究―経歴分析を中心として―」、「労働政策研究報告書」No.180、労働政策研究・研修機構
・労働政策研究・研修機構（2016）「過重労働の防止と健康経営―『働き方』の見直しに向けた課題」『Business Labor Trend』2016.12

［著者］

菅原 佑香（すがわら ゆか）

政策調査部
研究員
担当は、雇用・人口・社会保障

内野 逸勢（うちの はやなり）

金融調査部
主席研究員
担当は、地域経済、エネルギー、ガバナンス、金融財政等